令和7年度都留市放課後児童7ラスの

ご案内



≪ 目 次 ≫

1. 放課後児童クラブについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2. 利用対象子どもについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
3. 開所日・開所時間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
4. 保護者負担金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
5. 保護者負担金の納付方法について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
6. 利用方法(入会申込み)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
7. 地域子ども・子育て支援事業について(お知らせ) ・・・・・・ 〇病児・病後児保育事業 〇休日保育事業 〇ファミリー・サポート・センター事業 〇都留市子育てほっとステーション(子育て世代包括支援センター事業)	• 5
8. 放課後等デイサービス事業について(お知らせ) ・・・・・・・	• 6
9. やまなし子育てネットについて(お知らせ) ・・・・・・・・	• 6

1. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)について

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児(放課後児童)に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものです。

都留市には各小学校区に 10 の公設の放課後児童クラブがあり、「NPO 法人にじいるのスイミー」が市内全クラブの運営を行っています。

申し込み期間は、令和6年12月2日(月)~令和7年1月10日(金)です。

市内放課後児童クラブ一覧

会・クラブ名称	学区	住 所	利用定員	電話番号
さわやか教室	谷村第一 小学校区	都留市上谷1-1-2 谷村第一小学校 3F	40	080-7530-3167
宝じゃりんこの会	宝小学校区	都留市大幡1143 宝小学校 体育館内	20	080-7506-3066
桂っ子クラブ	東桂小学	都留市桂町796-1	35	(共通) 45-5055
元気っ子クラブ	校区	専用施設	35	080-7968-1181
あおぞら第一教室	禾 生 第 一	都留市古川渡577	30	(共通) - 43-2002 080-9189-7903
あおぞら第二教室	小学校区	禾生地域コミュニティセンター内	30	
わんぱく教室	禾 生 第 二 小学校区	都留市小形山723-1 禾生第二小学校敷地内 専用施設	25	43-8112 080-7503-3569
とまとクラブ	都留文科 大学附属 小学校区	都留市大野396 都留文科大学附属小学校 校舎内	20	46-0303 080-7375-8339
みよしっこクラブ	谷村第二 小学校区	都留市法能965-5 谷村第二小学校隣接	40	43-7776 080-7572-2065
旭にこにこクラブ	禾 生 第 一 小学校区	都留市朝日馬場309 盛里地域コミュニティセンター内	15	48-2011 080-7288-8060

- ※利用定員を超えた場合は、「低学年児童が優先」となります。
- ※各クラブへの問い合わせは、開所時間内(午後2時~6時)にお願いします。

≪ NPO 法人にじいろのスイミー ≫

〒402-0051 都留市下谷 2516-1 いきいきプラザ都留3F 0554-23-7400 (受付時間 午前10時~午後3時)

2. 利用対象子どもについて

放課後児童クラブを利用できる子どもは、小学校に就学している子どもで、以下の条件に 当てはまる子どもです。

- 1. 保護者(同居及び近隣に預けることのできる親族も含む)が就労により昼間家庭に 居ない児童。
- 2. 保護者(同上)が病気や障がい、家族の介護で家庭での保育が十分受けられない児童。
- ※利用には、保護者(同居家族等)の就労証明や介護、病気の状態についての申立書の提出が必要です。(長期休業中のみ利用する児童も必要となります)
- ※虚偽の申告があった場合や集団生活を行う上で危険が生じる行動がある児童については、 改めて利用の可否について判断させていただく場合があります。

3. 開所日・開所時間について

■ 開所日

開所日は、学校開校日及び夏休み等の長期休暇期間(ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)及び特定日(県民の日・学校創立記念日・学校行事(運動会等)による振替休日・その他市長が必要と認める日)です。

■ 開所時間(原則)

学校開校日13時から18時30分長期休暇時8時から18時30分特定日8時から18時30分



※お迎えの時間が閉所時間を過ぎた場合は延長料金がかかります。

(1世帯:500円・最大19時まで対応可能)

4. 保護者負担金について

放課後児童クラブの利用に当たっては、入会金や毎月の利用料が掛かります。 利用料金(おやつ代込み)は、利用区分(通常利用、長期休暇時のみ利用)や利用日数、 きょうだいで利用する場合などにより金額が異なります。

■ 入会費

子ども一人当たり年額2,000円(保険料及び諸経費として)

※途中退会による返金はできませんのでご了承ください。(保護者会費はありません)

■ 通常利用(学校開校日に利用)する子どもの利用料(①+②)

① 基本利用料 週4日以上利用:第1子 6,000円、第2子以降 3,000円 (月額) 週3日以内利用:第1子 4,000円、第2子以降 2,000円

② 長期休暇時利用料加算

夏休み 週4日以上利用:第1子 3,000円、第2子以降 1,500円

週3日以内利用:第1子 2,000円、第2子以降 1,000円

春・冬休み 週4日以上利用:第1子 1,500円、第2子以降 750円

週3日以内利用:第1子 1,000円、第2子以降 500円

- ※ 長期休暇時においても午後(13時以降~)のみ利用する場合は、長期休暇時利用料加 算は掛かりません。
- ※ 長期休暇時利用料加算は、月額利用料と同じ週の利用日数の料金となります。
- ※ 4月入学の新1年生及び3月卒業の6年生の子どものみ、春休みの長期休暇時利用料 加算は掛かりません。
- ※ 長期休暇時利用料加算は、長期休暇の開始日が属する月の月額利用料に加算します。
- 長期休暇時のみ利用する子どもの利用料

夏休み第1子9,000円、第2子以降4,500円春・冬休み第1子4,500円、第2子以降2,250円

- ※ 午前のみ利用、午後のみ利用といった料金設定はありません。
- ※ 4月入学の新1年生及び3月卒業の6年生の子どもは、春休みの利用料が上記金額の半額(10円未満切り捨て)となります。
- 特定日(県民の日・学校創立記念日・学校行事による振替休日など)の利用料

通常利用する子ども無料

長期休暇時のみ利用する子ども 1日500円

◆◆◆ きょうだい利用について ◆◆◆

きょうだいで利用する場合の利用料は、上の子から順に第1子、第2子と数えるのではなく、一番多く利用する(入会申込時の利用形態で判断)子どもから順に第1子、第2子と数えます。

例)長男が長期休暇時のみの申込み、二男が週3日以内の申込み、三男が週4日以上の申込みの場合の利用料金は次のとおりです。

長男 ⇒ 長期休暇時のみ利用する場合の料金の第2子以降の料金(4,500円※夏休みの場合)

二男 ⇒ 週3日以内利用料金の第2子以降の料金(2,000円)

三男 ⇒ 週4日以上利用料金の第1子の料金(6,000円)

5. 保護者負担金の納付方法について

納付方法については、毎月、口座振替により NPO 法人にじいろのスイミーへお支払いいただきます。

お手続きにつきましては、利用決定時にお知らせします。

6. 利用方法について

■ 利用申込

利用にあたっては、令和6年12月2日(月)から令和7年1月10日(金)までの間に、 入会を希望するクラブへ申込書を提出してください。(入会を希望する子どもごとに、申込書が必要となります。

また、保護者(同居家族等)の就労証明や介護、病気の状態についての申立書の提出が必要となります。)

なお、<u>各クラブとも受入可能児童数に限りがありますので、申し込み多数の場合は、選考</u>となる場合があります。

● 申込期間

☆入会申込み

令和6年12月2日(月) ~ 令和7年1月10日(金) (土日・祝日・年末年始を除く)

● 受付時間

午後2時 ~ 午後6時 (各クラブの開所時間内)

- 申込場所
 - 入会を希望するクラブの実施施設

※ 申込期間以降の申し込みについては、期間内申込者の選考後となります。

問い合わせ先

各クラブ (1ページ参照)

又は NPO 法人にじいろのスイミー事務局 Tel 0554-23-7400



入会申込書以外の書類(口座振替依頼書、利用規約に関する同意書など)の提出が 必要です。

入会申込書の提出時にクラブにご確認ください。

※事前の見学も可能ですので、希望するクラブにお問い合わせください。



7. 地域子ども・子育て支援事業について(お知らせ)

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業 計画に従って、地域における子育てを支援する事業です。

都留市では放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)のほか、以下の事業(抜粋)を 実施していますので、お気軽にご利用ください。

■ 病児・病後児保育事業(事前登録が必要です。)

保護者の方が勤務等の都合により自ら看護を行うことが困難なときに、病院等に併設した専用の施設で病気中や病気の回復期にあるお子さまを預かる事業です。

○ 対 象 年 齢 : 生後4ヵ月から小学校6年生まで

O 定 員:6名

○ 保 育 時 間: 月曜日から金曜日 8時30分から17時30分

(年末年始、武井クリニックの休診日はお休み)

○ 利 用 料 金: 1日 1,000円(R6.10月から市補助により経済的負担軽減)

○ 問合先・実施場所 : 病児保育室 なかよし(武井クリニック) ☎ 45-6847

■ 休日保育事業(事前登録が必要です。)

保護者が就労等の都合により家庭での保育を行うことが困難なお子さまや病気の回復期 (熱などの症状は無いが内服中であるなど)のお子さまを預かる事業です。

○ 対 象 年 齢: 1歳から小学校6年生まで

〇 定 員 : 6名

○ 保 育 時 間: 土曜・日曜・祝祭日 8時30分から17時30分

(年末年始はお休み)

〇 利 用 料 金: 1日3,000円

○ 問合先・実施場所 : 病児保育室 なかよし (武井クリニック) ☎ 45-6847

■ ファミリー・サポート・センター事業

「上の子の受診の間、下の子をみてほしい。」「仕事のため子どもの習い事へ送迎ができないので送迎をしてほしい。」など、子育てで何か困った時、手助けしてほしい人(依頼会員)と手助けできる人(提供会員)が会員になり、地域の中で子育てを支え合う事業です。

○ 会員登録 : 随時受け付けています。

○ 登録要件 : (依頼会員)都留市に住所を有する方、又は市内に通勤をしている方

(提供会員)都留市に住所を有し、心身ともに健康な20歳以上の方で

保育サポーター養成講座を修了した方

○ 対象年齢 : 生後3ヶ月から小学校6年生まで

○ 利 用 料 : 1時間 500円~700円

(利用時間帯により料金が変わります。また、援助に必要なものや交通費

等は依頼会員の負担となります。)

○ 利用時間 : 6時~22時

○ 問 合 先 : 都留市中央3丁目8-1 都留市まちづくり交流センター 1階交流室

☎ 43-1330 FAX 43-1322

○ 受付時間 : 火曜日から土曜日 9時00分から17時00分

(月曜日、祝祭日、12/29~1/3は除く。)

■ 都留市子育てほっとステーション(子育てに関する総合相談窓口)

妊娠から子育て全般に関するワンストップの相談窓口です。妊娠、出産、育児、子ども に関する手当、助成制度等の相談や子育て支援に関する情報を提供しています。

〇利用料:無料

○ 利用時間 : 月曜日から金曜日 8時30分から17時15分

(祝祭日、12/29~1/3は除く。)

○ 問 合 先 : 都留市役所健康子育て課(いきいきプラザ都留内) ☎ 46-5113

8. 放課後等デイサービス事業について(お知らせ)

放課後等デイサービス事業とは、学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立促進や放課後等の居場所づくりを行う事業です。

詳しくは、都留市役所福祉課(☎0554-46-5112)へお問い合わせください。

9. やまなし子育てネットについて(お知らせ)

やまなし子育てネットは、山梨県が運営している子育て応援情報サイトです。 出産や子育てに関するさまざまな情報を発信していますので、ぜひご利用ください。

~ 山梨県は、笑顔の子育でを笑顔で応援する社会の実現を目指しています。~



http://www.yamanashi-kosodate.net/

都留市では、地域の中で子どもが健やかに育つまちづくりの一環として、子育てに関する情報を手軽に入手できる母子健康手帳アプリ「子育てつ〜る」を導入しました。 さまざまな情報を発信していきますので、子育てツールのひとつとしてご活用ください。



〇 入会等に関する問合せ先

各放課後児童クラブ

NPO法人にじいろのスイミー事務局 0554-23-7400

○ 放課後児童健全育成事業の制度等に関する問合せ先 都留市役所 福祉保健部 健康子育で課 子育で支援担当 電話 0554-46-5113 (代) 内線 103・104

e-mail kosodateshien@city.tsuru.lg.jp